様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2024年　10月　25日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　えむわんしすてむ  一般事業主の氏名又は名称 　エムワンシステム株式会社  （ふりがな）　ながた　おさみ  （法人の場合）代表者の氏名　永田　修身  住所　〒791-0216  愛媛県東温市野田1丁目10番地8  法人番号　6500001007450  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDX推進方針 | | 公表日 | 2024年 2月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  https://m1-sys.com/about/dx.php  ■目指す方向性 | | 記載内容抜粋 | 近年企業・医療機関を狙ったサイバー攻撃が急増してます。当社はお客さまである医療機関の重要資源である診療データ等を守るとともに、電子カルテシステム等情報システムの導入を推進する使命感を持ち、日々活動を行っています。  　当社は、ITを含むデジタル技術のプロフェッショナル集団として、主に医療機関向けにトータルシステムの提案、導入、保守を一貫して提供して参りました。  医療機関においても急速にDX化が勧められている今、当社はサイバー攻撃対策も十分に考慮した、診療の質向上、患者サービスの向上ができる最適なDXツールを提案できる企業でありたいと考えます。  今後も益々加速する医療機関でのDX化に、当社は更に専門性を高め、最適なソリューションを提供できる企業として、お客さまとともに発展し、社会に貢献して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された内容を当社ホームページにて公開。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDX推進方針 | | 公表日 | 2024年 2月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  https://m1-sys.com/about/dx.php  ■方策について | | 記載内容抜粋 | ・お客さまが必要としているDXツール等の商材をデータベース化できるようにし、既存導入システムも含め今後どのようなDXツールを提案すべきか判断でき、かつ類似データとも比較ができる仕組みを作ります。  ・過去のお客さまからの問い合わせ情報をデータベース化することによりナレッジの共有化を強化し、商談およびサポートの更なるスピードアップ化を図ります。  ・現状時間を要しているタスクを分析し、その中でRPAやChatGPT等のAIデジタル技術を用いることにより時間短縮でき効率化できる工程が無いか検討し、タスクの最適化を図ります。  ・社内ITツールに記録している過去の販売実績データを必要時容易に抽出できる仕組みを構築し、お客さまの更新を必要とするDXツールをリアルタイムに把握できる仕組みを作ります。  ・上記社内ITツールは、昨年度・一昨年度の情報と比較することができ、かつ月毎にも比較できる機能を付加します。これらの情報を元に迅速な経営判断に役立つITツールとなるよう改修・構築をします。  ・上記社内ITツールに記録されている情報は、全てのデータがファイル抽出できるようにし、二次活用ができる機能を付加します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された内容を自社ホームページにて公開 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公開  https://m1-sys.com/about/dx.php  ■DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 代表取締役社長をDX戦略における統括責任者とし、社内のDX改革をリーダーシップをとって推進するとともに、お客さまのニーズや課題を正しく把握し、DXによる課題解決や業務改善の提案を行います。  　また、人材育成に関しては、外部講習会への積極的な参加、社内勉強会の開催を通して、社内外でDXを推進できる人材を育成していきます。更に、人材育成に必要となる講習費用や資格取得などについては、会社が全面的に支援を行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公開  https://m1-sys.com/about/dx.php  ■DX戦略実現に向けた環境整備 | | 記載内容抜粋 | ・お客様への迅速かつ正確なサポート対応のため、リモートサポート環境の整備を進めます。  ・社内ITインフラへセキュリティソフトを導入し、情報セキュリティの確保を進めます。  ・社内セキュリティポリシーに基づく端末の設置と遵守状況の監視を行います。  ・社内IT機器の更新とパッチ適用の状況確認を実施します。  ・非常時場面ごとに社内情報データのバックアップ方法を策定し、計画的に自動実行できる環境の整備を進めます。  ・情報資源のストック物は、必要時迅速に抽出できるよう規定を定め、ナレッジの共有化を進めます。  ・適切に会社運営していくために、プラス・セキュリティを取り入れ、サイバー攻撃等に屈することのないITガバナンス体制を築いていきます。  ・社内もしくは外部講習などを通じて、情報セキュリティコンプライアンスを強化します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDX推進方針 | | 公表日 | 2024年 2月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  https://m1-sys.com/about/dx.php  ■DX戦略の達成指数 | | 記載内容抜粋 | ・お客さまへ最適なシステムを提供することにより業務効率化を実現し、お客さま満足度を向上できるよう努めます。  ・当社DXソリューションに相応しい新たなシステム商材を選定・共有し、お客様へ展開できるよう努めます。  ・リモートワークを積極的に取り入れ、業務時間の削減、業務品質の向上を目指し、従業員が働きやすい環境が作れるよう努めます。  ・従業員がDX関連研修会に参加しやすい環境を作り、昨対で参加数が増加するよう努めます。  ・ナレッジの共有化を推進し、あらゆる物事に対応するスピードアップ化を更に図ります。  ・お客さまからの問い合わせ情報をデータベース化し、ナレッジの共有化を強化することにより、現状問い合わせに要する時間の1/5短縮を目指します(2025年度中)。また毎年ナレッジ共有化の見直しを行い、2027年度までには現状の1/3短縮を目指します。  ・タスクの最適化を図ることにより、非生産的なタスクについては現状要する時間の1/4短縮を目指します(2025年度中)。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 2月 1日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて公表  https://m1-sys.com/about/dx.php  ■主な取り組み | | 発信内容 | 当社は、社内外に向けたDX推進を加速するため、主に以下の2点に取り組みます。  　1.お客さまに最適なDXソリューションの展開  　2.徹底した社内業務の効率化・高度化を図る  　当社は、「本当に必要とされるものを、お客さまの立場で考えること」を大切にし、データ技術およびDX推進の取り組みにより、お客さまのニーズを満たすサービスや製品を提供し続けます。ナレッジの共有化を推進するとともに、お客さまのニーズに迅速に応える柔軟な組織を目指し、医療機関のナンバーワンパートナーであり続けることを目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 8月　～ | | 実施内容 | IPAの「DX推進指標自己診断」を実施し、自己診断結果入力サイトに提出し、自社の状況と課題を把握済み(受付番号：202408AH00001746)。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年 12月　～ | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を制定・公表し、SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言(二つ星)を行っている(自己宣言ID：40083251116)。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。